

ウ. 教育長の本権に対する国庫補助は昭和40年度より廃止され、普通交付税で措置されることとなったので注意すること。	梁川町教育委員会 塙 町教育委員会 表郷村教育委員会 会津地区 会津若松市教育委員会 会津坂下町教育委員会 浜 地区 常磐市教育委員会 浪江町教育委員会	紺 野 長 六 小 野 隆 男 滝 田 守 猪 俣 精 夫 古 川 誠 三 島 恒 哉 今 村 純 一
エ. 社会教育主事は、市および人口10,000人以上の町村にあっては、必置とされているので（社教法第9条の2、同法施行令附則第2項）給与を条例で定めて計上すること。		
オ. 公民館主事を設置している場合、条例で定める給与額を計上すること。		
カ. 体育指導員については、スポーツ振興法第19条により、市町村の教育委員会に必置することとなっているので条例で定める報酬額を計上すること。		
キ. スポーツ振興審議会を設置している場合の委員の報酬についても体育指導員と同様に措置すること。		
(2) 市長会、町村会等に対する要望、連系		
市町会および町村会は、県下市町村の行財政について連絡調整を図る役割をしているので、これに対する要望連系は全くことのできないものである。		
① 市町村教育委員会連絡協議会（地方協議会を含む）負担金について		
このことについては、昭和42年度の事業計画達成のため、市町村教育委員会連絡協議会と共同して昭和41年と同額の150万円とするよう要望してきた。		
② 市町村長会議において次の事項について強く要望した。		
ア. 市町村教育委員会事務局の組織の充実強化		
イ. 義務教育の条件整備		
ウ. 社会教育の充実強化		
エ. 児童、生徒および県民の体位、体力の向上とスポーツの振興。		
(3) 市町村教育委員会関係職員研修会の実施		
県教育委員会は市町村教育委員会連絡協議会との共催により、下記の研修会を実施した。その概要は次のとおりである。		
① 教育委員会事務局職員研修会		
ア. 期日、場所		
9月1日～2日 県北地区（吾妻町）		
9月6日～7日 県南地区（白河市）		
9月16日～17日 会津地区（只見町）		
9月27日～28日 浜 地区（平 市）		
イ. 参加者		
市町村教育委員会事務局職員		
ウ. 研修主題、講師		
・地方公務員法の一部改正について		
県教育庁総務課行政係長 塙 保 貞		
・義務教育費国庫負担関係事務の取扱いについて		
県教育庁財務課主任主査 関 口 勉		
・地方教育費について		
県総務部地方課主事 田 代 春 雄		
エ. 協 議		
・市町村教育委員会事務処理上の諸問題		
・助 言 者		
県北地区 福島市教育委員会 三 井 昌 峰		
岩代町教育委員会 大 内 劍		